

## 香川高等専門学校合宿研修所使用細則

平成21年10月1日制定

(趣旨)

**第1条** 香川高等専門学校合宿研修所運営規程第6条に基づく合宿研修所の使用については、香川高等専門学校資産監守規程その他関係規程に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(使用の範囲と制限)

**第2条** 合宿研修所は、次の各号に掲げる場合に使用できるものとする。

- 一 学生の合宿研修
  - 二 学生又は教職員の研修及び集会
  - 三 その他校長が許可した場合
- 2 学生が使用する場合は、顧問教員又はこれに代わる教員（以下「顧問教員等」という。）が参加して指導に当たるものとする。
- 3 職員が使用する場合は、代表者を定めその指示に従うものとする。
- 4 学生の使用は、原則として5名以上の団体でなければならない。
- 5 合宿研修以外の使用は、19時までとする。

(使用の手続き)

**第3条** 合宿研修所を使用する場合は、顧問教員等又は代表者が使用1週間前までに、合宿研修所使用許可願（別紙様式）を学生課学生係に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 合宿研修所使用許可願の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

(鍵の取扱い)

**第4条** 合宿研修所の鍵は、学生課学生係において保管し、受渡しするものとする。ただし、勤務時間外における鍵の受渡しについては、外部委託の警備員が行うものとする。

(使用上の諸注意)

**第5条** 合宿研修所の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 合宿研修期間中顧問教員等は宿泊し、学生の指導監督に当たること。
- 二 施設・設備及び備品は、大切に取扱うとともに許可なく移動させないこと。

- 三 火気の取扱いについては十分注意し、使用後の電気器具の電源は必ず切ること。
- 四 合宿研修所に備付け以外の電気器具等は、使用しないこと。ただし、特別の事情がある場合は、事前に学生課学生支援係に願い出て許可を受けること。
- 五 電気・水道の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- 六 保健衛生には、十分留意すること。
- 七 合宿研修所使用後は、清掃・整理・整頓をし、戸締りは厳重に行うこと。

(使用終了時の点検)

**第6条** 合宿研修所の使用を終了した時は、顧問教員等又は代表者が学生課学生係（勤務時間外は外部委託の警備員）に報告し、点検を受けなければならない。

(弁償責任)

**第7条** 使用者が故意又は重大な過失により、施設・設備及び備品を亡失・破損した場合は、弁償又は現状に回復しなければならない。

#### 附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。